

米子スイミングスクール

鳥取県営東山水泳場水泳教室（米子 SS）

週 1 回コースは月に 4 回・週 2 回は月に 8 回の出席として、ご都合でお休みされた場合は他の曜日で
の振替授業も行えます。

一度入会されたら、退会の申し出があるまでは継続して教室をご利用頂けます。

米子 SS の水泳教室のご入会をご検討くださいますようによろしくお願いたします。

また、人数があまりにも少ない時間帯は教室が行えない場合もありますのでご了承ください。

教室	組	曜日	時間	内容
幼小コース (4才以上)	A	月	16:20~17:20	水なれからクロール 25mまで (水なれができている子)
	B	火	16:20~17:20	
	C	木	16:20~17:20	
	D	金	16:20~17:20	
	E	土	14:00~15:00	
小中高コース	A	月	17:20~18:20	クロール 25m以上
	B	火	17:20~18:20	
	C	木	17:20~18:20	
	D	金	17:20~18:20	
	F	土	15:00~16:00	4種目のタイムアップ
	G	土	16:00~17:00	
成人コース	B	火	14:00~15:00	初級者から上級者までの 4 泳法のスキルアップ
	E	金	14:00~15:00	
		日	13:30~14:30	飛込を中心とした教室
選手育成コース	月・金		17:20~18:20	4種目のタイムアップ・大会等への出場
	土・日		8:00~10:00	
選手コース	月火木金土日			4種目のタイムアップ・大会等への出場 選手コースは曜日により時間が異なります

受講料金	週 1 回	週 2 回	週 4 回	週 6 回
1 カ月	5,500 円	7,150 円	8,250 円	8,800 円

鳥取県営東山水泳場

受付窓口 TEL 0859-34-0126

鳥取県営東山水泳場利用料金表

区 分		単 位	金 額
個人利用	一 般	1人1回につき	550円
	高校生または学生	1人1回につき	330円
	小中学生	1人1回につき	220円
	幼 児	1人1回につき	110円
専用利用	1コース	1時間につき	2,200円
	全コース	1回につき	44,000円
団体利用 (20人以上)	一般	1人1回につき	330円
	高校生または学生	1人1回につき	220円
	小中学生	1人1回につき	110円
	幼児	1人1回につき	60円
飛込専用利用		1日につき	15,840円
回数券	一般	12枚綴り	5,500円
	高校生または学生	12枚綴り	3,300円
	小中学生	12枚綴り	2,200円
	幼児	12枚綴り	1,100円
会議室	午前10時から正午まで	1回につき	330円
	正午から午後5時まで	1回につき	650円
	午後5時から閉館時間まで	1回につき	500円

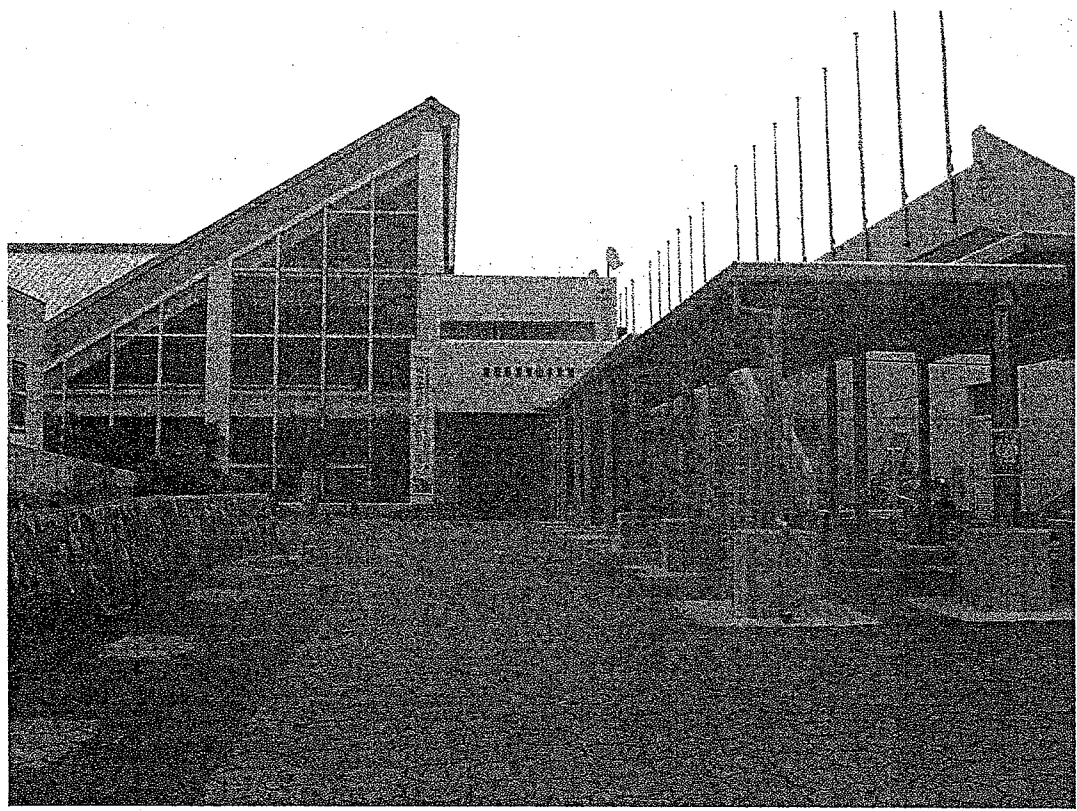
備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

ク 障がい者等及びその介護者（障がい者等1名につき介護者2名）が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
（ア）利用者のうち、1/2以上が障がい者等及びその介護者の場合	10/10
（イ）利用者のうち、1/2未満が障がい者等及びその介護者の場合	1/2
4 幼児、児童、生徒又は学生が県営東山水泳場のトレーニングホールの専用利用（利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。）をするとき。（全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上であるものに限る。）	10/10
5 70歳以上の者が利用するとき。	10/10
ア 70歳以上の者が一般利用するとき。	
イ 70歳以上の者が社会参加を目的として、専用利用の方法で利用するとき。	
（ア）利用者のうち1/2以上が70歳以上の者の場合	10/10
（イ）利用者のうち1/2未満が70歳以上の者の場合	1/2
6 鳥取県又は米子市が主催する大会で利用するとき。	10/10
（ア）県民スポーツレクリエーション祭	
（イ）県民スポーツレクリエーション祭米子市予選会	
（ウ）わかとり記念水泳大会	
7 要介護者等及びその介護者が利用するとき。	
ア 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者2名）が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
イ 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者2名）が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	10/10
（ア）利用者のうち、1/2以上が要介護者等の場合	1/2
（イ）利用者のうち、1/2未満が要介護者等の場合	10/10
8 鳥取県の国民体育大会に出場する水泳競技選手団が強化合宿として、専用利用の方法で利用するとき。	10/10
9 一般財団法人鳥取県水泳連盟が指定する強化指定選手が競技力向上を目的として、個人利用の方法で利用するとき。	10/10
10 その他スポーツの振興を図るため指定管理者が特に必要であると認めるとき。	10/10
鳥取県が水泳の振興を図るために利用するとき。	
11 公的団体が人命救助訓練として、専用利用の方法で利用するとき。	10/10
12 1により利用する場合は施設使用料の他に設備使用料及び冷暖若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき料金についても減免する。	

鳥取県宮東山水泳場

ご案内



〒683-0031

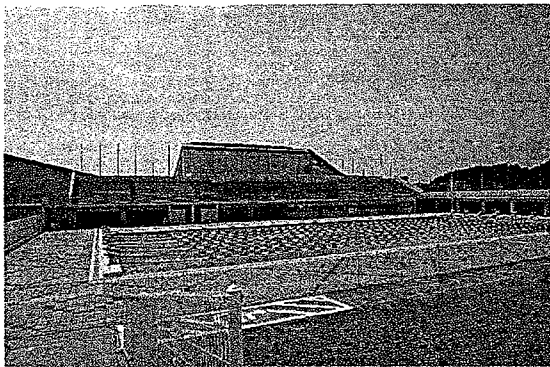
米子市東山町 92 番地

TEL0859 (34) 0126

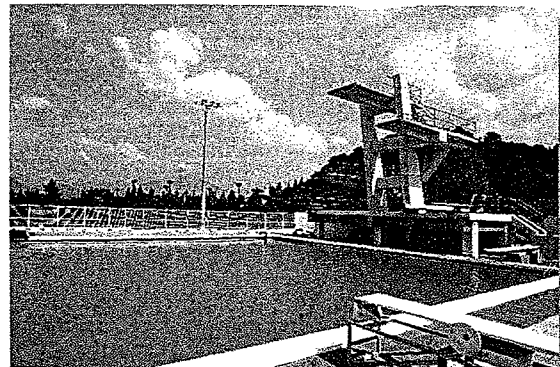
施設のあらまし

構 造	鉄筋コンクリート造2階建て・・・一部鉄骨構造 屋根カラーアルミ長尺瓦葺葺
建築面積	2,970.68 m ² (延面積 4,429.02 m ²) 1階床 屋内 2,649.37 m ² 飛込 256.00 m ² 2階床 961.90 m ²
工 期	飛込プール 55.11.4～56.7.30 競泳・屋内プール 56.12.25～58.5.28
施 設	(1)飛込プール(公認) 10m・・・1基 3m・・・2基 7.5m・・・1基 1m・・・2基 5m・・・1基 練習台・・・2基 (大きさ22m×22m 水深5m～5.2m) (2)50mプール 9コース(公認) (50m×23.8m 水深1.4m～1.5m) (3)25mプール 7コース(室内) (25m×16m 水深1.1m～1.3m) (4)幼児プール (10m×5m 水深0.6m～0.63m) (5)観覧席 50m 1,000人固定席 540 m ² 芝スタンド 294 m ² 飛込 芝スタンド 189 m ²

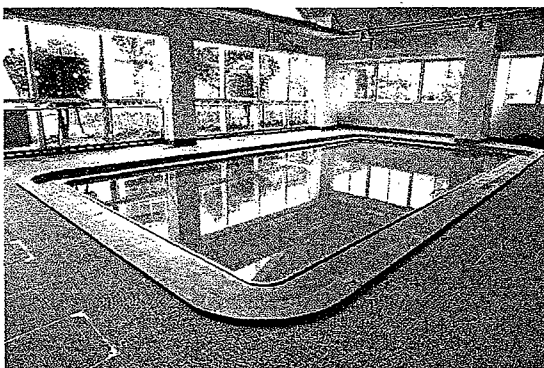
施設の様子



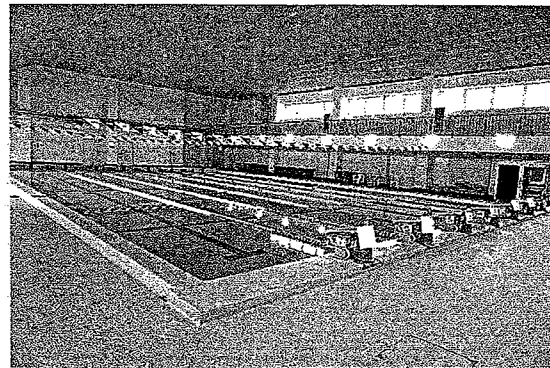
屋外50mプール



屋外飛込プール



幼児プール



屋内25mプール

水泳場の使用について

開館時間 25mプール 午前10時から午後8時まで
50mプール 6月15日から9月15日までの午前10時から午後5時まで
※7月20日から8月31日までは午後6時まで

休業日等 毎週水曜日
年末・年始休業(12月29日から1月3日まで)

プール使用についてのお願い

- (1) 安全のため自分の責任において、健康状態を確認してからお入りください。
- (2) 場内では、すべて係員の指示に従ってください。
- (3) 小学生3年生以下は、入水できる保護者の同伴が必要です。
- (4) 高校生・学生の方はプール利用券等の購入時には、学生証の提示をしていただくことがあります。
- (5) 次のような方は、入場を遠慮してください。
 - 1 伝染病・心臓病・皮膚病などの疾患や、高・低血圧などで医師から水泳が不適当とされている人。
 - 2 酒気をおびている人。
- (6) 施設内外はすべて禁煙です。プールサイドはすべりやすいので走らないでください。プールサイドでの飲食はできません。補水の場合は認めます。
- (7) 場内では、風紀を乱す行為や、悪ふざけ、他人に迷惑をかけるような行為はしないでください。
- (8) プールに入る前には、シャワーをじゅうぶんに浴び、準備体操をしてください。
- (9) 化粧品・整髪料等を使用している方は、プールに入る前に必ず落としてください。
- (10) 入水時は、水泳帽(プールキャップ)の着用が必要です。プールサイドでは、必ず水着の着用をしてください。
- (11) 飛込、潜水はおやめください。
- (12) けがをした場合、気分が悪くなった場合、不愉快な行為を受けた場合は、すぐ係員にお知らせください。
- (13) 浮輪・水中メガネ・シュノーケル等の遊具(競泳用ゴーグルを除く)を持ち込まないでください。
- (14) カメラ・携帯電話・ビデオカメラ等による撮影は、特別な場合を除いて禁止です。
- (15) 貴重品・衣類等の紛失・盗難については、一切の責任を負いませんので、各自で注意してください。

Tottori Prefectural Higashiyama Pool Policy and Rules

Opening hours

- ・25m pool 10:00 to 20:00
- ・50m pool 10:00 to 17:00 (15 June to 15 September)
※10:00 to 18:00 (20 July to 30 August)

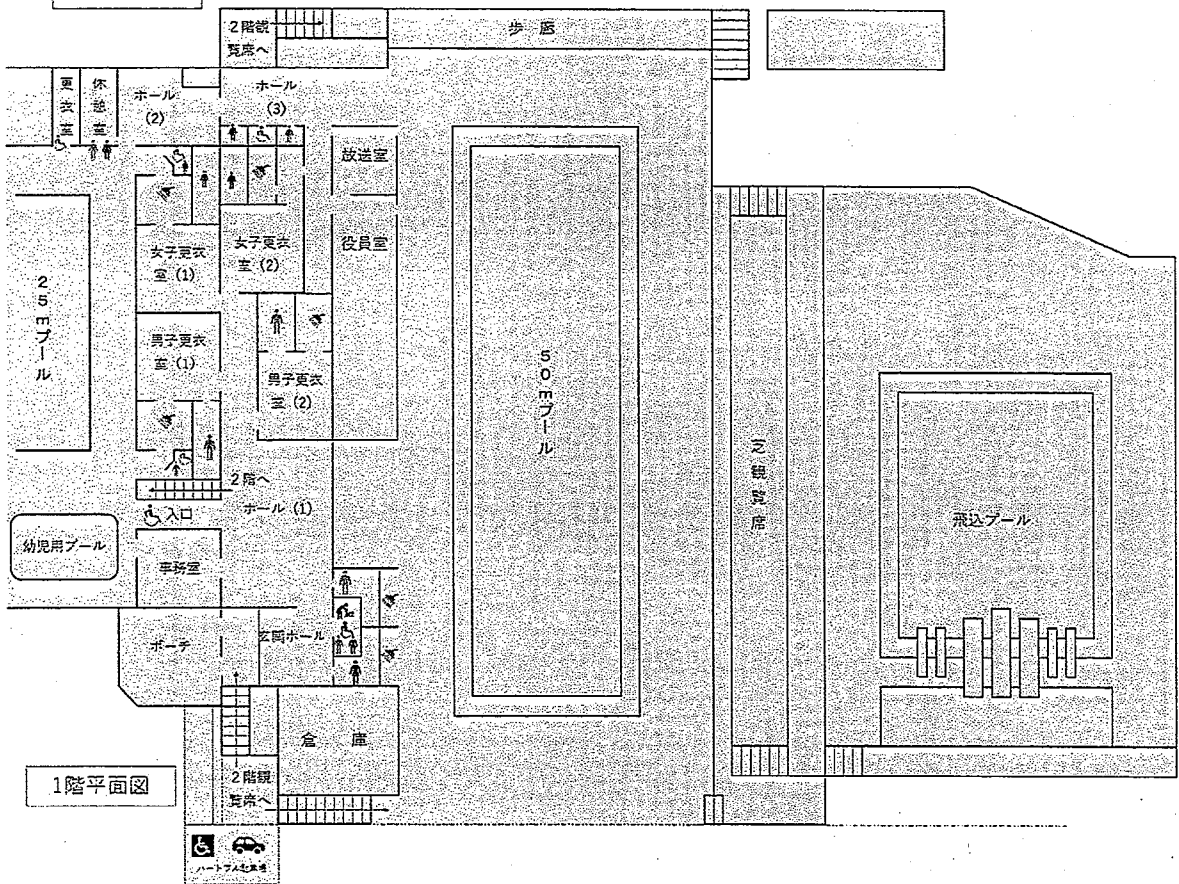
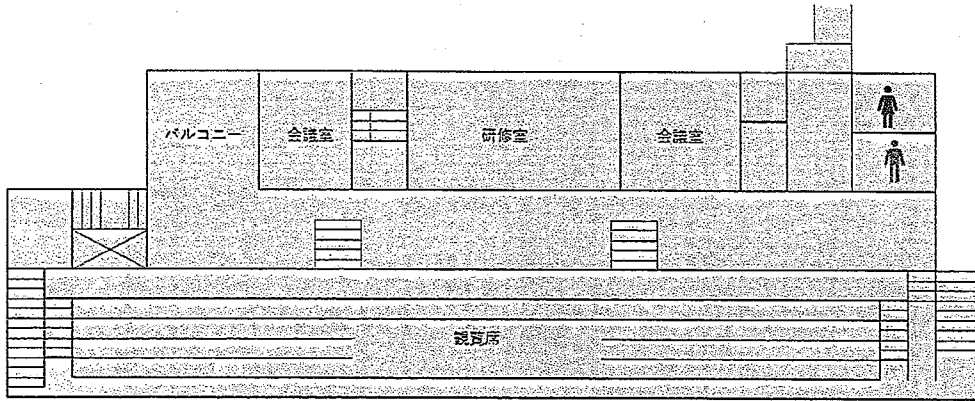
Closure

- ・Every Wednesday
- ・Year end (29 to 31 December)
- ・New year (1 to 3 January)

Policy and Rules

- (1) Swimming is at your own risk.
- (2) Please follow pool staff instruction.
- (3) Children under the age of 9 must be accompanied by a responsible person.
- (4) Please show student card at the entrance if you are high school, college or university student.
- (5) Please refrain from entering the pool if you are:
 - 1 suffering from contagious, heart disease, skin infection, high or low blood pressure or other health problems without prior medical consultation and permission from your doctor
 - 2 under the influence of alcohol
- (6) No running, smoking, food or drinks in the poolside. But water supply is fine.
- (7) No boisterous, rough play or any similar behavior in this facility is prohibited. Please inform pool staff immediately if you see any of these behaviors.
- (8) Please shower before entering the pool.
- (9) Please remove makeup or hairstyling product before entering the pool.
- (10) Please wear swim cap before entering the pool.
- (11) No jumping into the pool and diving in the pool.
- (12) Please inform pool staff immediately of injury or sickness for first aid assistance.
- (13) Don't bring floating ring, diving goggles and snorkel, or any play equipment (except training equipment).
- (14) Shooting by any devices is prohibited except special cases.
- (15) We are not responsible for theft or loss of any personal belongings.

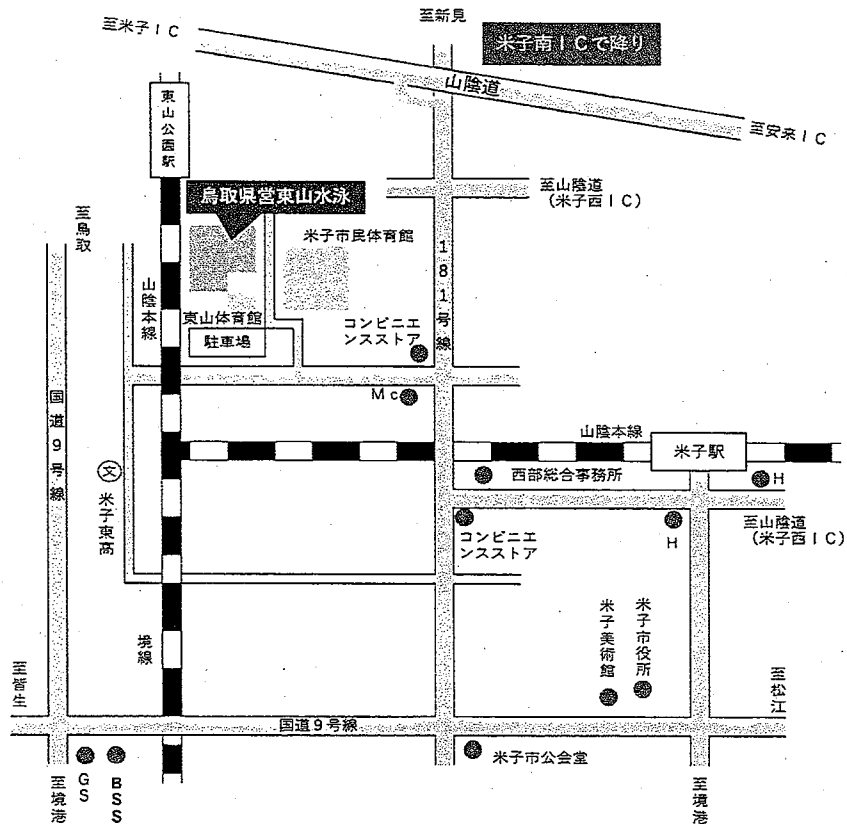
平面図



利用料金表

利用方法	区分	内容	金額
個人利用	一般	1回	550円
	学生	1回	330円
	小中学生	1回	220円
	幼児	1回	110円
専用利用	1コース	1時間	2,200円
	全コース	1回	44,000円
団体利用 (20人以上)	一般	1回	330円
	学生	1回	220円
	小中学生	1回	110円
	幼児	1回	50円
回数券	一般	12枚綴	5,500円
	学生	12枚綴	3,300円
	小中学生	12枚綴	2,200円
	幼児	12枚綴	1,100円
飛込プール専用利用		1日	15,840円
会議室	午前 (10時~12時)		330円
	午後 (13時~17時)		650円
	夜間 (17時~20時)		490円

交通案内



令和2年度

鳥取県営東山水泳場

事業報告書

指定管理者：一般財団法人鳥取県水泳連盟

公益財団法人鳥取県スポーツ協会

共同企業体

代表者 一般財団法人鳥取県水泳連盟

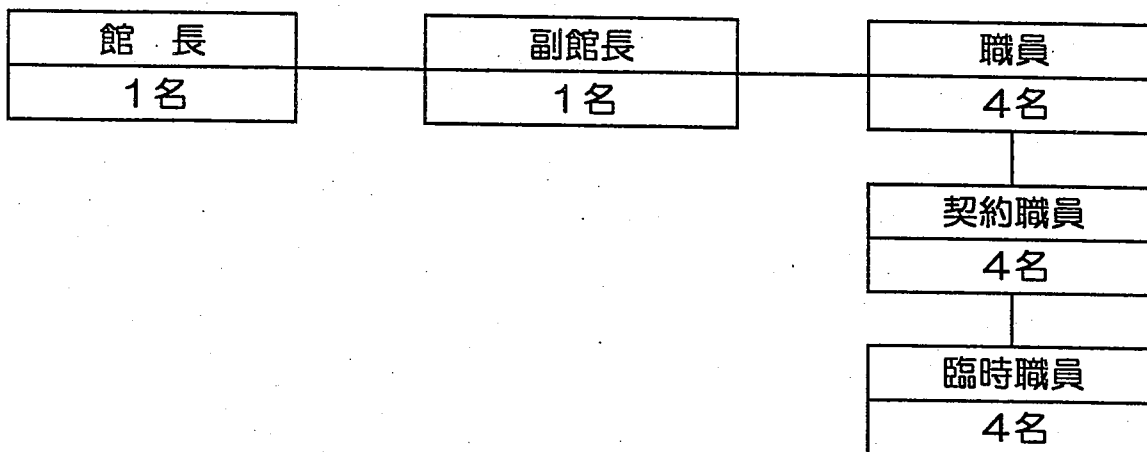
会長 川口 武

目次

- 1 管理体制
- 2 貸付物品一覧
- 3 施設業務報告
- 4 施設使用状況
- 5 修繕等の箇所
- 6 月別利用者数
- 7 大会開催状況
- 8 月別収入状況
- 9 研修実施状況
- 10 水泳教室及び飛込教室
- 11 第三者委託業務の年間実績額
- 12 令和2度光熱水費・燃料費使用量
- 13 利用者サービスの状況
- 14 健康増進法に係る受動喫煙対策について
- 15 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達実績
- 16 管理施設の職員に係る雇用条件及び労働状況

1 管理体制

令和3年3月31日現在



2 貸付物品一覽

備品番号	保管課所	保管場所名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額	耐用年数		
1	427008826	173000	鼎立施設等	鉄椅子	FL-818 (背もたれ有)	27.11.01	55,125	15
2	427008834	173000	鼎立施設等	鉄椅子	FL-818 (背もたれ有)	27.11.01	55,125	15
3	427008842	173000	鼎立施設等	鉄椅子	FL-818 (背もたれ有)	27.11.01	55,125	15
4	427008850	173000	鼎立施設等	鉄椅子	FL-818 (背もたれ有)	27.11.01	55,125	15
5	427008915	173000	鼎立施設等	鉄椅子	MC-90	27.11.01	57,000	15
6	427008958	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
7	427008966	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
8	427008974	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
9	427008982	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
10	427008990	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
11	427009008	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
12	427009016	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
13	427009024	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
14	427009032	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
15	427009040	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
16	427009059	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
17	427009067	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
18	427009075	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
19	427009083	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
20	427009091	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
21	427009105	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
22	427009113	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
23	427009121	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
24	427009130	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
25	427009148	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
26	427009156	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
27	427009164	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
28	427009172	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
29	427009180	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
30	427009199	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
31	427009202	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
32	427009210	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
33	427009229	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
34	427009237	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
35	427009245	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
36	427009253	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
37	427009261	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
38	427009270	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
39	427009288	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
40	427009296	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
41	427009300	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
42	427009318	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
43	427009326	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
44	427009334	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
45	427009342	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
46	427009350	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
47	427009369	173000	鼎立施設等	鉄椅子	10人用	27.11.01	80,850	15
48	427008923	173000	鼎立施設等	鉄椅子	なし	27.11.01	64,000	20
49	427009397	173000	鼎立施設等	シューズボックス	アイキ SB0911K-15W-AV	27.11.01	68,565	15
50	427009407	173000	鼎立施設等	シューズボックス	アイキ SB0911K-15W-AV	27.11.01	68,565	15
51	427009415	173000	鼎立施設等	シューズボックス	アイキ SB0911K-15W-AV	27.11.01	68,565	15
52	427009423	173000	鼎立施設等	シューズボックス	アイキ SB0911K-15W-AV	27.11.01	68,565	15
53	427009431	173000	鼎立施設等	シューズボックス	アイキ SB0911K-15W-AV	27.11.01	68,565	15
54	427009440	173000	鼎立施設等	シューズボックス	アイキ SB0911K-15W-AV	27.11.01	68,565	15
55	427009458	173000	鼎立施設等	シューズボックス	アイキ SB0911K-15W-AV	27.11.01	68,565	15
56	427009466	173000	鼎立施設等	シューズボックス	アイキ SB0911K-15W-AV	27.11.01	68,565	15
57	427009474	173000	鼎立施設等	シューズボックス	27人用	27.11.01	131,859	15
58	427009482	173000	鼎立施設等	シューズボックス	27人用	27.11.01	131,859	15
59	427009490	173000	鼎立施設等	シューズボックス	27人用	27.11.01	131,859	15
60	427009504	173000	鼎立施設等	シューズボックス	27人用	27.11.01	131,859	15
61	427009512	173000	鼎立施設等	シューズボックス	27人用	27.11.01	131,859	15
62	427009520	173000	鼎立施設等	シューズボックス	27人用	27.11.01	131,859	15
63	427009539	173000	鼎立施設等	シューズボックス	27人用	27.11.01	131,859	15
64	427009571	173000	鼎立施設等	プリンター	ミノリ TM-14	27.11.01	110,467	3
65	427009580	173000	鼎立施設等	フルオート	アクアキング AK-40	27.11.01	829,974	3
66	427009598	173000	鼎立施設等	事務機	松竹 PC-1	27.11.01	337,000	3
67	427009601	173000	鼎立施設等	フルクリーナー	ミノリ PC-1	27.11.01	340,000	3
68	427009610	173000	鼎立施設等	フルクリーナー	なし	27.11.01	326,340	3
69	427009628	173000	鼎立施設等	フルクリーナー	なし	27.11.01	617,400	3
70	427009644	173000	鼎立施設等	油圧	なし	27.11.01	315,000	3
71	427009652	173000	鼎立施設等	鉄椅子	カワムラKS7	27.11.01	59,750	8
72	427009660	173000	鼎立施設等	鉄椅子	カワムラKS7	27.11.01	59,750	8
73	427009695	173000	鼎立施設等	鉄椅子	セノ JU-10	27.11.01	130,000	3
74	427009709	173000	鼎立施設等	鉄椅子	セノ JU-10	27.11.01	130,000	3
75	427009717	173000	鼎立施設等	鉄椅子	セノ JU-10	27.11.01	130,000	3
76	427009725	173000	鼎立施設等	鉄椅子	セノ JU-10	27.11.01	130,000	3
77	427009733	173000	鼎立施設等	鉄椅子	セノ JU-10	27.11.01	130,000	3
78	427009741	173000	鼎立施設等	鉄椅子	セノ JU-10	27.11.01	130,000	3
79	427010065	173000	鼎立施設等	鉄椅子	セイコー	27.11.01	360,500	3
80	427010073	173000	鼎立施設等	鉄椅子	なし	27.11.01	254,925	3
81	427010081	173000	鼎立施設等	コスロフ	ミノリ YM-150	27.11.01	270,375	3
81	427010081	173000	鼎立施設等	コスロフ	ミノリ YM-150	27.11.01	270,375	3

82	427010090	173000	橋立施設等	コースロープ	ミノリ YM-150	27.11.01	270,375	3
83	427010103	173000	橋立施設等	コースロープ	ミノリ YM-150	27.11.01	270,375	3
84	427010111	173000	橋立施設等	コースロープ	ミノリ YM-150	27.11.01	270,375	3
85	427010120	173000	橋立施設等	コースロープ	ミノリ YM-150	27.11.01	270,375	3
86	427010138	173000	橋立施設等	コースロープ	ミノリ YM-150	27.11.01	270,375	3
87	427010146	173000	橋立施設等	コースロープ	ミノリ YM-150	27.11.01	270,375	3
88	427010154	173000	橋立施設等	コースロープ	ミノリ YM-150	27.11.01	270,375	3
89	427010162	173000	橋立施設等	コースロープ	ミノリ YM-150	27.11.01	270,375	3
90	427010251	173000	橋立施設等	特殊用途	ミノリ BS-1805	27.11.01	270,375	3
91	427010260	173000	橋立施設等	フライング階段	ミノリ FS-1805	27.11.01	154,088	3
92	427010278	173000	橋立施設等	フライング階段	ミノリ FS-1805	27.11.01	71,791	3
93	427010286	173000	橋立施設等	特殊用途	なし	27.11.01	71,791	3
94	427010294	173000	橋立施設等	特殊用途	なし	27.11.01	96,520	3
95	427010308	173000	橋立施設等	フレイムシット	なし	27.11.01	96,520	3
96	427010316	173000	橋立施設等	フレイムシット	なし	27.11.01	97,500	3
97	427010324	173000	橋立施設等	フレイムシット	なし	27.11.01	97,500	3
98	427010332	173000	橋立施設等	フレイムシット	なし	27.11.01	97,500	3
99	427010340	173000	橋立施設等	特殊用途	ミノリ LSW-18	27.11.01	97,500	3
100	427010359	173000	橋立施設等	特殊用途	ミノリ LSW-18	27.11.01	91,000	3
101	427010367	173000	橋立施設等	特殊用途	EHB112	27.11.01	91,000	3
102	427010375	173000	橋立施設等	特殊用途	EHB112	27.11.01	80,325	3
103	427010510	173000	橋立施設等	フルカバシート階段	ミノリ LM-250	27.11.01	80,325	3
104	427010545	173000	橋立施設等	コースロープ階段	ミノリ LM-160	27.11.01	279,000	3
105	427010553	173000	橋立施設等	コースロープ階段	ミノリ LM-160	27.11.01	258,787	3
106	427010561	173000	橋立施設等	コースロープ階段	ミノリ LM-160	27.11.01	258,787	3
107	427010570	173000	橋立施設等	コースロープ階段	ミノリ LM-160	27.11.01	258,787	3
108	427010588	173000	橋立施設等	コースロープ階段	ミノリ LM-160	27.11.01	258,787	3
109	427010596	173000	橋立施設等	コースロープ階段	ミノリ LM-160	27.11.01	258,787	3
110	427010600	173000	橋立施設等	コースロープ階段	ミノリ LM-160	27.11.01	258,787	3
111	427010618	173000	橋立施設等	コースロープ階段	ミノリ LM-160	27.11.01	258,787	3
112	427010626	173000	橋立施設等	コースロープ階段	ミノリ LM-160	27.11.01	258,787	3
113	427010634	173000	橋立施設等	コースロープ階段	ミノリ LM-160	27.11.01	258,787	3
114	427010642	173000	橋立施設等	フルフロア	三菱樹脂 FN2型	27.11.01	55,000	3
115	427010650	173000	橋立施設等	フルフロア	三菱樹脂 FN2型	27.11.01	55,000	3
116	427010669	173000	橋立施設等	フルフロア	三菱樹脂 FN2型	27.11.01	55,000	3
117	427010731	173000	橋立施設等	特殊用途	ミノリ DMA-1	27.11.01	422,300	3
118	427010740	173000	橋立施設等	特殊用途	ミノリ DMA-1	27.11.01	422,300	3
119	427010758	173000	橋立施設等	特殊用途	ミノリ DMA-1	27.11.01	422,300	3
120	427010766	173000	橋立施設等	特殊用途	ミノリ DMA-1	27.11.01	422,300	3
121	427010774	173000	橋立施設等	特殊用途	なし	27.11.01	422,300	3
122	427010782	173000	橋立施設等	特殊用途	なし	27.11.01	635,000	3
123	427010790	173000	橋立施設等	特殊用途	ミノリ 33PR-78501	27.11.01	635,000	3
124	427010804	173000	橋立施設等	特殊用途	ミノリ 33PR-78501	27.11.01	420,000	3
125	427010812	173000	橋立施設等	特殊用途	ミノリ 33PR-78501	27.11.01	420,000	3
126	427010820	173000	橋立施設等	特殊用途	ミノリ 33PR-78501	27.11.01	420,000	3
127	427010839	173000	橋立施設等	特殊用途	ミノリ 33PR-78501	27.11.01	420,000	3
128	427010847	173000	橋立施設等	特殊用途	ミノリ 33PR-78501	27.11.01	420,000	3
129	427010855	173000	橋立施設等	特殊用途	ミノリ SV-14	27.11.01	420,000	3
130	427010871	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー RT-6000	27.11.01	83,000	3
131	427010880	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	20,748,970	3
132	427010898	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	609,193	3
133	427010901	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	609,193	3
134	427010910	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	474,886	3
135	427010928	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	474,886	3
136	427010936	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	474,886	3
137	427010944	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	474,886	3
138	427010952	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	474,886	3
139	427010960	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	474,886	3
140	427010979	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	474,886	3
141	427010987	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	474,886	3
142	427010995	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	474,886	3
143	427011002	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	474,886	3
144	427011010	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	474,886	3
145	427011029	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	474,886	3
146	427011037	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	474,886	3
147	427011045	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	474,886	3
148	427011053	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	474,886	3
149	427011061	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	474,886	3
150	427011070	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー	27.11.01	474,886	3
151	427011126	173000	橋立施設等	ナイター	ST-6BH	27.11.01	78,750	3
152	427011134	173000	橋立施設等	ナイター	ST-6BH	27.11.01	78,750	3
153	427011169	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー SOM9コース	27.11.01	36,946,077	3
154	427021571	173000	橋立施設等	特殊用途	セイコー パックストロークレッチ	28.03.29	208,872	8
155	428000140	173000	橋立施設等	特殊用途	concept 2 スイムエルゴ	28.04.28	167,400	8
156	428000159	173000	橋立施設等	特殊用途	concept 2 スイムエルゴ	28.04.28	167,400	8
157	428004693	173000	橋立施設等	特殊用途	AED (救急用)	28.08.04	161,946	8
158	50000081	173000	橋立施設等	特殊用途	高飛込み台	29.06.01	896,400	8
159	50000145	173000	橋立施設等	コースロープ	株式会社和信 CRRH-11025、CRRH-110	29.06.21	90,612	3
160	50000146	173000	橋立施設等	コースロープ	株式会社和信 CRRH-11025、CRRH-110	29.06.21	90,612	3
161	50000147	173000	橋立施設等	コースロープ	株式会社和信 CRRH-11025、CRRH-110	29.06.21	90,612	3
162	50000148	173000	橋立施設等	コースロープ	株式会社和信 CRRH-11025、CRRH-110	29.06.21	90,612	3
163	50000149	173000	橋立施設等	コースロープ	株式会社和信 CRRH-11025、CRRH-110	29.06.21	90,612	3
164	50000150	173000	橋立施設等	コースロープ	株式会社和信 CRRH-11025、CRRH-110	29.06.21	90,612	3
165	50000151	173000	橋立施設等	コースロープ	株式会社和信 CRRH-11025、CRRH-110	29.06.21	90,612	3
166	50000152	173000	橋立施設等	コースロープ	株式会社和信 CRRH-11025、CRRH-110	29.06.21	90,612	3
167	50000153	173000	橋立施設等	コースロープ巻取器	株式会社和信 SRM-B2	29.06.21	298,620	3

168	50000154	173000	鼎立施設等	コースロープ巻取器	株式会社和信	SRM-B2	29.06.21	298,620	3
169	50001384	173000	鼎立施設等	移動式入水タラップ	株式会社和信	SCNT-010	30.03.03	199,800	8
170	50001994	173000	鼎立施設等	タッチプレート	セイコータイムシステム株式会社	タッチプレート (1, 900mmフルフレームタイプ)	30.06.20	83,142	8
171	50001995	173000	鼎立施設等	タッチプレート	セイコータイムシステム株式会社	タッチプレート (1, 900mmフルフレームタイプ)	30.06.20	83,142	8
172	50001996	173000	鼎立施設等	タッチプレート	セイコータイムシステム株式会社	タッチプレート (1, 900mmフルフレームタイプ)	30.06.20	83,142	8
173	50001997	173000	鼎立施設等	タッチプレート	セイコータイムシステム株式会社	タッチプレート (1, 900mmフルフレームタイプ)	30.06.20	83,142	8
174	50001998	173000	鼎立施設等	タッチプレート	セイコータイムシステム株式会社	タッチプレート (1, 900mmフルフレームタイプ)	30.06.20	83,142	8
175	50001999	173000	鼎立施設等	タッチプレート	セイコータイムシステム株式会社	タッチプレート (1, 900mmフルフレームタイプ)	30.06.20	83,142	8
176	50002000	173000	鼎立施設等	タッチプレート	セイコータイムシステム株式会社	タッチプレート (1, 900mmフルフレームタイプ)	30.06.20	83,142	8
177	50002001	173000	鼎立施設等	タッチプレート	セイコータイムシステム株式会社	タッチプレート (1, 900mmフルフレームタイプ)	30.06.20	83,142	8
178	50002017	173000	鼎立施設等	タッチプレート取付金具	セイコータイムシステム株式会社	タッチプレート取付金具 (1m)	30.06.20	285,120	8
179	50002018	173000	鼎立施設等	タッチプレート取納台車	セイコータイムシステム株式会社	タッチプレート取納台車 (1, 900mm用)	30.06.20	83,142	8
180	50003242	173000	鼎立施設等	単いす対応ロッカー	株式会社和信		31.03.26	216,000	8

3 施設業務報告

		主な事項	
開館日数			
4月	10日	敷地内の草刈り・植木の手入れ 水泳教室 飛込教室 水質検査 都市ガス点検 50m、飛込プール水抜き・掃除 ろ過機点検	
5月	14日	敷地内の草刈り・植木の手入れ 水泳教室 飛込教室 水質検査 空気検査 Jアラート全国一斉情報伝達試験 館内フックス掛け 米子市皆生市民プール・東山水泳場合同職員救命救急研修 飛込みろ過機・滅菌機立ち上げ点検 自動審判装置点検 敷地内除草作業 不燃ごみ搬出	
6月	26日	敷地内の草刈り・植木の手入れ 水泳教室 飛込教室 水質検査 飛込プールア点検作業 飛込・50mプール開始 消防設備機器点検 ボイラー点検 令和2年度第1回Jアラート地震速報訓練 50mプールのろ過機・滅菌機立ち上げ点検 飛込プール男子更衣室給湯器交換作業 50m屋外プールオープン 25mプール監視カメラ設置工事 更衣室廃棄ファンベルト交換修理 県スポーツ課備品点検	
7月	26日	敷地内の草刈り・植木の手入れ 水泳教室 飛込教室 水質検査 空気検査 皆生・東山プール共同職員研修(救命救急) 水泳連盟指定管理者研修会 屋内25mプールLED工事 ウォーキング教室開始 県スポーツ課実地調査	
8月	27日	敷地内の草刈り・植木の手入れ 水泳教室 飛込教室 水質検査 消防機器点検 Jアラート全国一斉情報伝達試験	
9月	25日	敷地内の草刈り・植木の手入れ 水泳教室 飛込教室 水質検査 鳥取県民の日に伴う無料期間 飛込・50mプール終了 ボイラー点検 50mプールのろ過機終了点検 25mプール保温シート使用開始	
10月	27日	敷地内の草刈り・植木の手入れ 水泳教室 飛込教室 水質検査 50mプールのろ過機・滅菌機終了点検 ボイラー点検 東山水泳場LED化工事 一般財団法人鳥取県水泳連盟内部監査 男女更衣室ロッカー鍵補充 指定管理職員研修 飛込プール浄化槽点検 電気点検 ウォーキング教室表彰式	
11月	26日	敷地内の草刈り・植木の手入れ 水泳教室 飛込教室 水質検査 空気検査 飛込プールのろ過機終了点検 ボイラー保守点検 Jアラートによる緊急地震速報伝達試験 主水道メータ取り換え工事 地震避難訓練 ハートフル駐車場横街灯撤去 自動検熱器・アルコール自動噴射機設置	
12月	24日	敷地内の草刈り・植木の手入れ 水泳教室 飛込教室 水質検査 空気検査 消防設備総合点検 除草ごみ搬出 Jアラート全国一斉情報伝達試験 電気点検	
1月	24日	敷地内の草刈り・植木の手入れ 水泳教室 飛込教室 水質検査 空気検査 ホール1エアコン設置工事 ジャマイカオリンピック事前キャンプ調査	
2月	24日	敷地内の草刈り・植木の手入れ 水泳教室 飛込教室 水質検査 Jアラート放送試験 空調機修繕	
3月	26日	敷地内の草刈り・植木の手入れ 水泳教室 飛込教室 水質検査 空気検査 火災避難訓練	

5 修繕等の箇所

月	修繕箇所・状況	修繕・工事費用
4月	屋外倉庫ドア修理	368,500 円
11月	ハートフル駐車場横街灯撤去工事	55,000 円
12月	25mプールカーテンレール設置工事	88,000 円
1月	1階更衣室前通路誘導灯修理	57,200 円
2月	女子更衣室更衣ブース取替工事	170,500 円
3月	観覧室展示用レール設置工事	191,180 円
	計	930,380 円

6 月別利用者数

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
乳幼児	0	4	4	23	45	25	5	2	2	6	4	1	121
回数券	0	8	0	3	3	1	1	2	0	2	0	2	22
団体使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小中学生	18	37	98	284	378	97	48	49	25	34	32	79	1,179
回数券	7	29	35	64	60	33	32	36	59	56	45	63	519
団体使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学生	11	22	78	66	136	47	28	12	32	19	20	27	498
回数券	20	23	67	59	38	17	20	9	39	24	19	17	352
団体使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般	27	43	174	274	418	256	134	133	134	118	144	129	1,984
回数券	66	98	271	270	289	200	217	222	197	200	196	243	2,469
団体使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25m専用	29	0	192	215	134	79	102	164	185	94	105	73	1,372
25m全貸切	0	0	0	0	0	0	260	0	306	237	883	13	1,699
50m専用	0	0	0	29	61	89		0	0	0	0	0	179
50m全貸切	0	0	0	244	1,173	0	0	0	0	0	0	0	1,417
幼児プール	0	0	0	0	47	143	61	68	41	72	48	79	559
水泳教室	546	708	1,460	1,555	1,481	1,508	1,606	1,522	1,434	1,440	1,404	1,598	16,262
飛込教室	37	81	165	140	113	71	75	53	63	53	49	49	949
飛込貸切	0	0	0	0	46	15	0	0	0	0	0	0	61
減免	192	253	623	729	921	820	842	725	667	622	630	677	7,701
会議室	0	0	0	0	0	0	0	18	33	22	31	15	119
その他				0	1,270	200	40	221	373	338	427	340	3,209
合計	953	1,306	3,167	3,955	6,613	3,601	3,471	3,236	3,590	3,337	4,037	3,405	40,671

7 大会開催状況

名称	開催日	場所	参加人数	備考
第24回会長杯鳥取県春季室内水泳大会	5月10日	25mプール		中止
第56回中国地区高等専門学校体育大会（水泳）	7月3日、4日	50mプール		中止
第75回国民体育大会鳥取県予選大会兼第6回鳥取県長水路記録会	7月5日	50mプール		中止
第55回鳥取県高等学校総合体育大会代替大会（競泳）	7月11日、12日	50mプール	444人	
第45回鳥取県中学校総合体育大会（競泳の部）	7月18日、19日	50mプール		中止
第73回鳥取県選手権水泳競技大会兼第58回鳥取県学童水泳選手権大会	8月8日、9日	50mプール	1,300人	
第71回鳥取県中学校学年別水泳競技大会	8月23日	50mプール	486人	
第43回全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会 高等学校・中学校47都道府県通暦水泳競技大会	8月29日、30日	50mプール	357人	
第70回鳥取県高等学校新人水泳競技大会兼中国高等学校鳥取県予選会	9月6日	50mプール	209人	
第22回会長杯鳥取県秋季室内水泳大会	10月11日	25mプール	300人	
第176回中国室内水泳競技大会	11月8日	25mプール		中止
第41回鳥取県室内選手権水泳大会 兼第38回鳥取・島根両県対抗水泳競技大会鳥取県予選会	12月13日	25mプール	360人	
第43回全国JOCジュニアオリンピックカップ 春季水泳競技大会鳥取県予選会	1月24日	25mプール	292人	
第38回島根・鳥取両県対抗水泳競技大会	2月7日	25mプール	280人	
2020年度鳥取県短水路記録会	2月21日	25mプール	723人	
第43回全国ジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会 47都道府県通信水泳競技大会	3月28日	25mプール	444人	

8 月別収入状況

(円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
乳幼児	0	440	440	2,530	4,950	1,650	550	220	220	660	440	110	12,210
回数券	0	0	0	1,100	0	1,100	0	0	0	1,100	0	0	3,300
団体使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小中学生	3,960	8,140	21,560	62,480	83,160	14,300	10,560	10,780	5,500	7,480	7,040	17,380	252,340
回数券	0	4,400	4,400	19,800	8,800	8,800	4,400	11,000	13,200	15,400	8,800	11,000	110,000
団体使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学生	3,630	7,260	25,740	21,780	44,880	11,880	9,240	3,960	10,560	6,270	6,600	8,910	160,710
回数券	6,600	0	16,500	29,700	16,500	6,600	9,900	0	6,600	3,300	6,600	3,300	105,600
団体使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般	14,850	23,650	95,700	150,700	229,900	105,600	73,700	73,150	73,700	64,900	79,200	70,950	1,056,000
回数券	22,000	38,500	126,500	137,500	143,000	82,500	132,000	66,000	115,500	88,000	82,500	143,000	1,177,000
団体使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2.5m専用	2,200	0	59,400	37,400	26,400	17,600	31,130	46,200	30,800	22,000	17,600	13,200	303,930
25m貸切	0	0	0	0	0	0	44,000	0	44,000	44,000	88,000	44,000	264,000
50m専用	0	0	0	6,600	15,400	0	0	0	0	0	0	0	22,000
50m貸切	0	0	0	0	220,000	0	0	0	0	0	0	0	220,000
飛込貸切	0	0	0	0	15,840	15,840	0	0	0	0	0	0	31,680
幼児プール	0	0	0	0	4,400	17,600	6,600	6,600	4,400	8,800	4,400	11,000	63,800
会議室	0	0	0	0	0	0	0	1,640	4,880	3,250	3,900	3,900	17,570
小計	53,240	82,390	350,240	469,590	813,230	283,470	322,080	219,550	309,360	265,160	305,080	326,750	3,800,140
水泳教室	1,224,850	0	1,218,800	1,294,700	1,387,650	1,382,700	1,434,950	1,383,800	1,426,150	1,393,150	1,391,500	1,445,950	14,984,200
自販機収入	0	18,544	17,905	27,471	48,101	101,122	25,766	29,313	19,015	31,587	20,554	46,882	386,260
指定管理料	15,912,000	0	0	13,006,000	0	0	15,412,000	0	0	10,502,000	0	0	54,832,000
キッズコミュニティセンター 収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	106
その他				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	17,190,090	100,934	1,586,945	14,797,761	2,248,981	1,767,292	17,194,796	1,632,663	1,754,525	12,191,897	1,717,134	1,819,688	74,002,706

9 研修・訓練実施状況

研修項目	皆生市民グループとの合同救命救急研修	指定管理者研修	地震避難訓練	人權啓発推進員研修	防火管理者研修	消防避難訓練
日程	7月15日	7月2日、3日/3月17日、18日	11月5日	2月15日	3月9日、10日	3月25日
研修項目						
日程						

10 水泳教室及び飛込教室

区分	曜日	泳力等	定員(人)	時間	授業料(週1回)	授業料(週2回)	授業料(週4回)	授業料(週6回)
一般	火	初心者から	10	14:00~15:00	5,500	7,150	-	-
	金	初心者から	10	14:00~15:00	5,500	7,150	-	-
	日	初心者から	10	13:30~14:30	5,500	7,150	-	-
幼小	4才~小3	水なれ~クロール2.5mまで	20	16:20~17:00	5,500	7,150	-	-
	4才~小3	水なれ~クロール2.5mまで	20	16:20~17:00	5,500	7,150	-	-
	4才~小3	水なれ~クロール2.5mまで	20	16:20~17:00	5,500	7,150	-	-
	4才~小3	水なれ~クロール2.5mまで	20	16:20~17:00	5,500	7,150	-	-
	4才~小3	水なれ~クロール2.5mまで	20	14:00~15:00	5,500	7,150	-	-
	小3~高3	クロール2.5m以上~	30	17:20~18:20	5,500	7,150	8,250	-
小中高	小3~高3	クロール2.5m以上~	30	17:20~18:20	5,500	7,150	8,250	-
	小3~高3	クロール2.5m以上~	30	17:20~18:20	5,500	7,150	8,250	-
	小3~高3	クロール2.5m以上~	30	17:20~18:20	5,500	7,150	8,250	-
	小3~高3	クロール2.5m以上~	30	15:00~16:00	5,500	7,150	8,250	-
	小5~高3	4種目タイムアップ	30	16:00~17:00	5,500	7,150	8,250	-
	小1~小6	月金土日 タイムアップ	30	17:20~18:20	-	-	8,250	-
育成選手	中1~高3	月~日 タイムアップ	30	18:20~19:20	-	-	-	8,800

区分	曜日	レベル	定員(人)	参加者(人)
飛込教室(選手)	月~日	大会出場者	15	9
期			通年	

11 第三者委託業務の年間実績額

契約事項名	委託先	業務名	契約期間	1年間委託料	備考
警備委託	(株) 北陽警備保障	休館及び閉館時間帯の館内の機械警備	H29.4.1~ R4.3.31	330,000	
消防設備保守	(株) 吉備総合電設	消防法に基づき、利用者の安全を守るための設備保守	R2.4.1~ R3.3.31	148,500	
循環ろ過機保守	(株) 石田コーポレーション	水質管理のための、ろ過機の保守	R2.4.1~ R3.3.31	396,000	
浄化槽保守	(有) 米子清掃	飛込プールの浄化槽の保守	R2.4.1~ R4.3.31	18,920	
水質検査	(公財) 鳥取県保健事業 団	水質検査	R2.4.1~ R3.3.31	405,240	
空調機器保守 (ボイラー保守含)	(株) 米子ガス産業	屋内プールの熱交換器等の空調機器の保守点検・ボイラー保守	H29.4.1~ R4.3.31	520,300	
清掃作業	(公社) 米子広域シル バー人材センター	館内清掃作業	R2.4.1~ R3.3.31	73,513	5,379X13回 3,586X1回
合計				1,892,473	

12 令和2年度光熱水費・燃料費使用量

施設名：鳥取県営東山水泳場

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電 気	Kw	17,224	19,601	49,583	55,687	65,649	40,106	21,167	21,892	25,222	22,077	20,363	382,226
	円	459,689	514,661	1,014,264	1,130,938	1,323,528	818,952	444,995	463,242	547,806	510,872	468,198	8,212,363
	前年度	561,144	590,451	968,750	1,020,766	897,475	821,892	496,677	511,655	562,348	555,523	602,693	8,130,957
	前年度対比	82%	87%	105%	111%	147%	100%	90%	91%	97%	93%	94%	78%
水 道	m	2,074	6,747	4,010	4,139	1,975	2,365	21,310					
	円	477,004	1,546,164	902,911	940,614	438,533	526,701	4,831,927					
	前年度	395,525	1,516,473	703,179	784,476	536,646	493,873	4,430,172					
	前年度対比	121%	102%	128%	120%	82%	107%	110%					
ガス (LPG等)	m	10,659.0	2,709.0	6,947.0	5,540.0	3,099.0	1,827.0	6,693.0	9,370.0	15,296.0	12,559.0	11,248.0	190,067.0
	円	1,172,020	322,483	775,356	624,007	362,454	223,282	704,107	922,681	1,376,294	1,143,969	1,060,392	9,660,769
	前年度	1,395,414	1,048,890	854,295	486,273	62,020	188,997	675,056	971,451	1,364,586	1,506,202	1,313,172	11,241,682
	前年度対比	84%	31%	91%	128%	584%	118%	104%	95%	71%	91%	83%	81%

13 利用者サービスの状況

事業計画	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 利用者とのコミュニケーション重視 新型コロナウイルス感染防止対策実施 水泳の普及発展・県民の健康増進の手助け 水泳大会開催の手助け 子ども達の活躍の応援 県内小中学校との連携 水泳教室の充実 快適な空間の提供・安全確認 最適な水温管理の徹底 最適な水質管理 快適で衛生的な更衣室、トイレ (新)樹木等の景観美化の徹底 (新)新型コロナウイルス感染防止対策として県の協賛店に加盟 ウォーキングクラブの開催 (新)ウォーターキャリー（水中担架）の設置 (新)スポーツタイムを設置 (新)4か国語水泳場の使用注意の看板の設置 キャッシュレス決済の導入 (新)入退水タラップ2台目を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 心地よい環境を作るために笑顔での対応を心がけ積極的な話しかけを行っています。 毎日の始業時及び午後後に感染防止対策としてロッカー等の除菌を行っています。 多くの一般利用者や競技者に水泳のアドバイスを積極的にを行っています。 水泳連盟主催の大会だけでなくあらゆる大会のサポートを行っています。 ロビーの掲示板に新聞等の切り抜きを提示して子ども達の活躍を応援しています。 (新)プール利用の保育園の児童の作品を2階観覧室に展示し、保護者、利用者に観覧いただいています。 各小学校への出張水泳指導や学校の先生への指導者講習会を行いました。 丁寧な指導により当連盟主催の水泳教室の利用者が増えました。 スタッフが館内を巡りしきめ細かい清掃、利用者の安全確認をし、併せて日常の保守点検を十分に行っています。 日々適切な水温管理を行い快適な状態を維持しています。 きめ細かく清掃を行い、定期的にプール掃除機での清掃も行っています。 朝の清掃、除菌などスタッフによる手入れを行い、衛生管理に気を配っています。 更衣室の巡回と同時にトイレの点検も行っています。 (新)利用者の方に生け花等を行って頂き、お客様に喜んでいただいています。 新型コロナウイルス感染防止策として、サーモカメラ、アルコール消毒、石鹸等各所に配置しました。 第2回ウォーキングクラブ（無料）を毎週火曜に実施。（11月17日～3月16日）延べ人数169人のご利用があり好評でした。 救命救急時に素早く被救助者を搬送できるよう、浮力のある担架を設置しました。 2.5mプールサイドに新しくスポーツタイムを設置しました。 プールの使用注意を4か国語（日本語、英語、韓国語、中国語）に対応しました。 カード決済、電子マネー決済に対応しています。 2.5mプールの入退水時の安全性確保のため2台目のタラップを設置しました。

1 4 健康増進法に係る受動喫煙対策について

健康増進法に係る受動喫煙対策として平成31年度4月より米子市の方針より東山公園敷地内が全面禁煙となったことに伴い、当施設も敷地内全面禁煙とした。

1 5 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達実績

① (公社) 米子広域シルバー人材センターによる水泳大会の更衣室・トイレの清掃作業

大会名称	日時	場 所
第55回鳥取県高校総体代替大会	7月11日・12日	館内更衣室及びトイレ
第73回鳥取県選手権兼第58回学童選手権大会	8月8日・9日	館内更衣室及びトイレ
第71回鳥取県中学校学年別水泳競技大会	8月23日	館内更衣室及びトイレ
第43回全国JOC夏季大会・高等学校・中学校47都道府県通信大会	8月29日・30日	館内更衣室及びトイレ
第70回鳥取県高等学校新人水泳競技大会兼中国高等学校新人大会県予選会	9月6日	館内更衣室及びトイレ
第22回会長杯鳥取県秋季室内水泳大会	10月11日	館内更衣室及びトイレ
第41回鳥取県室内選手権大会兼第38回鳥取・島根両県対抗水泳大会県予選	12月13日	館内更衣室及びトイレ
第43回JOCジュニアオリンピックカップ春季大会県予選会	1月24日	館内更衣室及びトイレ
第38回鳥根・鳥取両県対抗水泳競技大会	2月7日	館内更衣室及びトイレ
2020年度鳥取県短水路記録会	2月21日	館内更衣室及びトイレ

② (公社) 米子広域シルバー人材センターによる敷地内の草刈り作業 本年度は「行いませんでした」

③ 障がい者施設（あかり工房）によるパンの即売会 コロナ感染拡大防止のため「行いませんでした」

16 管理施設の職員に係る雇用条件及び労働条件

(様式1)

項目	条件等
1 職種	常勤正職員
2 契約期間	無
3 就業の場所	米子市東山町9番地 鳥取県営東山水泳場
4 労働条件の提示書面	・就業規則 ・労働条件通知書
5 始業・就業時刻、休憩時間等	(1)始業9時00分 終業20時30分 (2)休憩時間 1時間 (3)所定労働時間を越える労働の有無：有 (4)変形労働時間制、交代制等の場合の勤務時間等 一週間あたり40時間勤務で早番遅番の交代制勤務(土・日含む)
6 休日	(1)週休2日制(毎週水曜日、その他各者に定めた日) (2)年末年始(12/29～1/3)
7 休暇	(1)年次有給休暇 20日間 (前年の休日が20日に達しない場合は、その日数を差し引いた日数を加える) (2)その他の休暇 ・有給：年次休暇及び特別休暇 ・無給：介護休暇
8 賃金	(1)賃金 月給 円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当 ・扶養手当 ・役付手当 ・資格手当 (3)賃金締切日 毎月 10日 (4)賃金支払日 毎月 21日 (5)賞与 有 (6)昇給 有(時期 4月) (7)退職金 有
9 健康診断	健康診断を毎年1回行う

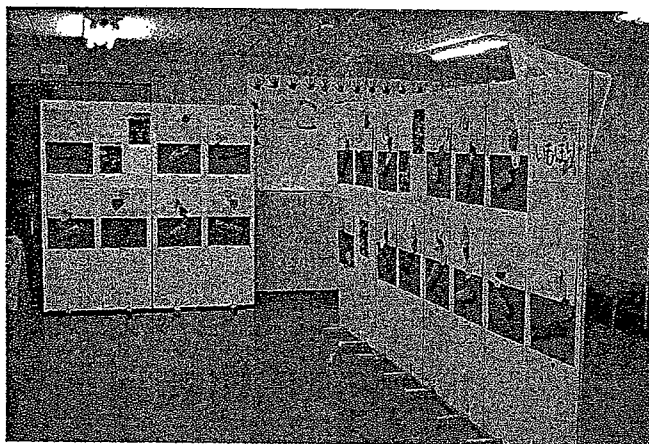
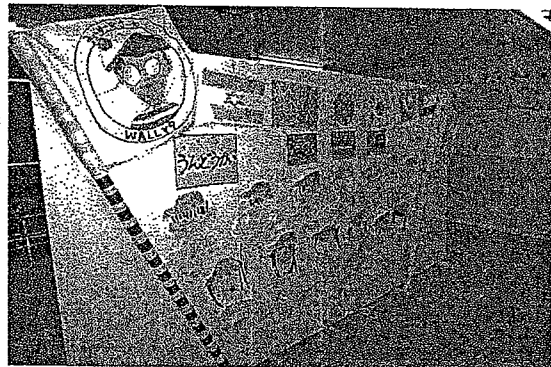
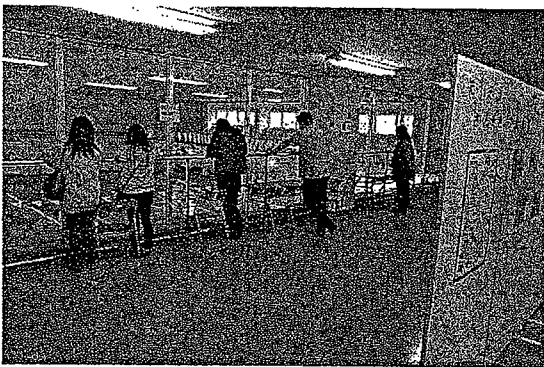
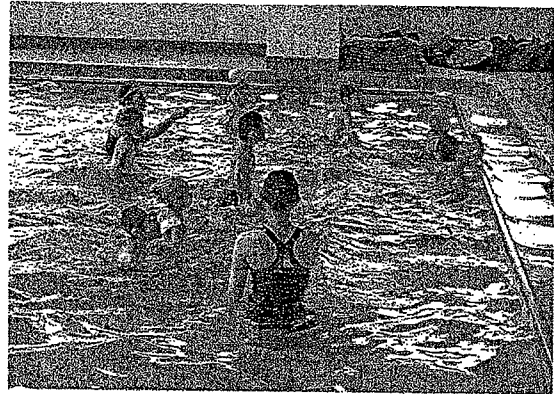
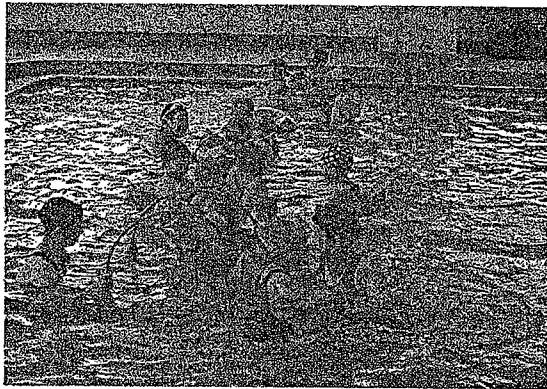
(様式2)

項目	条件等
1 職種	嘱託職員
2 契約期間	令和 年4月1日 ~ 令和 年3月31日
3 就業の場所	米子市東山町92番地 鳥取県営東山水泳場
4 労働条件の提示書面	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・労働条件通知書
5 始業・就業時刻、休憩時間等	(1)始業9時00分 終業20時30分 (2)休憩時間 1時間 (3)所定労働時間を越える労働の有無：有 (4)変形労働時間制、交代制等の場合の勤務時間等 一週間あたり40時間勤務で早番遅番の交代制勤務(土・日含む)
6 休日	(1)週休2日制 (毎週水曜日、その他各者に定めた日) (2)年末年始 (12/29~1/3)
7 休暇	(1)年次有給休暇 10日間 (2)その他の休暇 <ul style="list-style-type: none"> ・有給：年次休暇及び特別休暇 ・無給：介護休業
8 賃金	(1)賃金 月給 円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 <ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当 (3)賃金締切日 毎月 10日 (4)賃金支払日 毎月 21日 (5)退職金 無
9 健康診断	健康診断を毎年1回行う

たいそうさん☆さん保育園の園児

の作品展示をしました！

○普段、保育園の授業としてプールを利用していただいている「さん☆さん保育園」の園児の昨比展示をプール参観日（令和2年11月9日～12月24日）に合わせて実施しました。水泳と作品展示の両方を同時に見ていただき好評でした。



**第1回県営東山水泳場
ウォーキングクラブ表彰式を行いました！**

○表彰日時 令和2年10月27日(火) 10時より

○実施期間 令和2年8月4日(火)～10月(火)の間 延べ13日
(入会者14名)

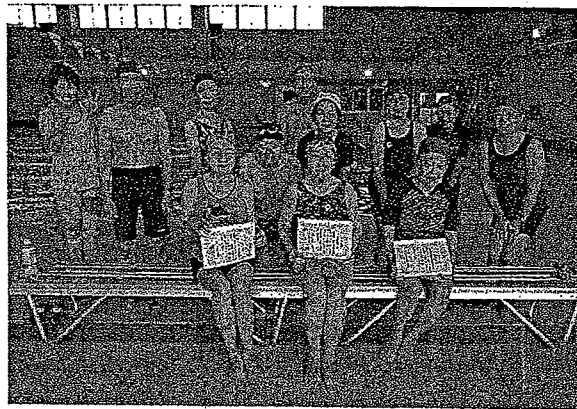
○期間参加者 延べ 149名

月	日	人数	月	日	人数	月	日	人数
8月	4	14	9月	1	10	10月	6	12
	11	11		8	10		13	14
	18	12		15	10		20	13
	25	13		22	8	27	11	
				29	11			
計	4	50	計	5	49	計	4	50

○表彰 ウォークイーン賞 澤田康子さん、長富重光子さん

・・・13/13日参加

準ウォークイーン賞 平木督子さん・・・12/13日参加



第2回ウォーキングクラブ実施報告書 (R2.11.17~R3.3.16)

○延べ17回 (R2.11.17~R3.3.16) のウォーキングクラブ(無料)を実施しました。

令和2年						令和3年								
月	日	人数	月	日	人数	月	日	人数	月	日	人数	月	日	人数
11			12	1	11	1	5	7	2	2	10	3	2	10
				8	11		12	7		9	10		9	10
	17	8		15	8		19	6		16	10		16	10
	24	9		22	11		26	8		23	10			
計	2	17	計	4	41		計	4		28	計	4	40	計

回数延べ 17 回

参加者延べ 156 人



令和2年度 鳥取県営東山水泳場利用者アンケート・ご意見集計・集約用紙

施設より良い運営のため、利用者に対するアンケートを実施した。また、意見等についても集約をした。

①アンケート実施日 令和2年11月6日から令和3年12月28日まで 回答者 男性24名、女性18名、計 計42名

② アンケートしていただいた方の年齢 10歳代 (7%) 20歳代 (0%) 30歳代 (0%) 40歳代 (5%)
50歳代 (2%) 60歳代 (15%) 70歳以上 (71%)

③性 別 男性 (57%) 女性 (43%)

④お住まい 市内 (71%) 市外 (19%) その他 (10%)

⑤利用回数 週1回程度 (24%) 週2回程度 (22%) 週3回以上 (54%)

⑥知ったきっかけは 新聞 (12%) ホームページ (7%) 友人 (43%) その他 (38%)

⑦プールの清潔感 良い (69%) 普通 (31%) 悪い (0%)

⑧トイレの清潔感 良い (63%) 普通 (32%) 悪い (5%)

⑨道具の整理整頓 良い (80%) 普通 (32%) 悪い (0%)

⑩職員の態度 良い (90%) 普通 (20%) 悪い (0%)

⑪また利用したいか する (100%) しない (0%)

⑫プールでやってみたいと思われることはありますか？その他、感想等。

- ・シャワー室にカーテン等をつけプライバシーほ保ってほしい 女
 - ・水中動画の撮影によりフォームのチェック等ができればよい。 男
 - ・シャワー室のドアの下の方の黒いのが気になる 女
 - ・プールでの飛込ができたらいのだが。 男
 - ・更衣室のベニヤ板がめくれているのが気になる 女
 - ・職員さんの対応、プールの水の清潔さ等環境もよく、素晴らしい思い 男
 - ・優しく接していただきありがとうございます。 女
 - ・この時間を楽しく過ごしたい。
 - ・職員の挨拶、声掛けにより不安もなく、楽しい時間を過ごしています。 6名
- * その他の要望等については、修繕できるものは行いました。また、シャワー室については、水着を着たままで行くことを通常としていますので、カーテンは設置しません。

令和2年度 鳥取県営東山水泳場の管理業務の実施に係る収支状況

収 入			支 出		
番号	項 目	金 額	番号	項 目	金 額
1	施設使用料収入	3,800,140	1	人件費	35,848,644
2	自主事業収入	14,984,200	2	労務管理費	0
3	自動販売機手数料	386,260	3	賃金	4,227,800
4	雑収入		4	消耗品費	3,877,369
5	指定管理料	54,832,000	5	ガス代	9,727,295
6	キャッシュレス決済導入委託料	106	6	水道代	4,831,927
			7	電気代	8,212,363
			8	修繕費	739,200
			9	印刷製本費	82,500
			10	役務費	0
			11	委託料	1,892,473
			12	広告費	0
			13	使用料及び賃借料	136,810
			14	備品購入費	856,570
			15	旅費交通費	37,960
			16	保険料	151,980
			17	支払手数料	3,531,019
			18	公課費	62,000
			19	福利厚生費	0
			20	車両費	0
			21	図書研修費	11,510
			22	外注費	
			23	一般管理費	
			24	雑費	245,055
			25	通信費	169,246
	合 計	74,002,706		合 計	74,641,721

収入合計	—	支出合計	-639,015
------	---	------	----------

委 託 料		
番号	項 目	金 額
1	清掃	73,513
3	消防設備保守	148,500
4	浄化槽保守	18,920
5	循環ろ過器保守	396,000
6	警備	330000
7	空調機保守	520300
8	水質検査	405240
	合計	1,892,473

資料 6

○鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

昭和39年3月30日
鳥取県条例第24号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県営社会体育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(平17条例62・一部改正)

(設置)

第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設(以下「社会体育施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取県立武道館	米子市
鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市
鳥取県営東山水泳場	米子市
鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町

(昭44条例31・昭46条例18・昭49条例45・昭54条例21・昭55条例17・昭56条例31・昭57条例24・昭58条例27・昭61条例24・平11条例42・平12条例43・平16条例33・平17条例62・平17条例91・平25条例47・平27条例13・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、社会体育施設に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 社会体育施設の施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(平17条例62・追加、平17条例91・平26条例10・一部改正)

第4条 削除

(平30条例19)

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第4条繰下・一部改正、平20条例8・平26条例10・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第6条 社会体育施設の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 社会体育施設の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第5条繰下、平26条例10・一部改正)

(利用の許可)

第7条 社会体育施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められ

るとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、社会体育施設の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、社会体育施設の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平17条例62・旧第3条繰下・一部改正、平17条例91・旧第6条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正)

(行為の制限等)

第8条 社会体育施設においては、次の行為をしてはならない。

(1) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、社会体育施設への入館を拒み、又は社会体育施設からの退去を命ずることができる。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第7条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正)

(措置命令)

第9条 指定管理者は、社会体育施設の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第8条繰下)

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 前条の命令に従わないとき。

(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 利用許可の条件に違反したとき。

(5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第9条繰下、平26条例10・一部改正)

(利用料金)

第11条 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(平17条例62・追加)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(平17条例62・追加)

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、社会体育施設の管理に関する事項は、規則で定める。

(昭41条例23・旧第4条繰下、昭46条例18・旧第5条繰下、平17条例62・旧第6条繰下・一部改正、平17条例91・旧第14条繰上・一部改正、平26条例10・一部改正)

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年条例第23号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和41年規則第25号で昭和41年7月1日から施行)

附 則(昭和44年条例第31号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和44年規則第45号で昭和44年8月1日から施行)

附 則(昭和46年条例第18号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和46年規則第51号で昭和46年6月15日から施行)

附 則(昭和46年条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第19号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第16号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第21号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第17号)

この条例中第2条及び第5条の改正規定のうち鳥取県営プールに関する部分は昭和55年4月1日から、その他の改正規定は同年9月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第24号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第27号)

この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第11号)抄

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第14号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第6号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

(2) 第32条中鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第5条の表の改正規定及び第33条中鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例第6条の改正規定 平成11年4月1日

附 則(平成11年条例第11号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第42号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第43号)

この条例中第1条の規定は平成12年9月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第34号)抄

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第33号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第62号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成17年条例第91号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による鳥取県立武道館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成18年条例第53号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第45号で平成27年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日まで鳥取県営米子屋内プールの鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者については、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第4条第1項及び第5条の規定によらず、教育委員会がその候補者を選定するものとする。

附 則(平成26年条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第46号で平成27年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 鳥取県営東山水泳場に係る鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者(以下「指定管理者」という。)の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行前においては、知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3号の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県営東山水泳場の指定管理者の候補者を選定するものとする。
- 4 この条例の施行前に指定を受けた鳥取県営東山水泳場の指定管理者が鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う期間は、同条例第5条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成29年3月31日までとする。

附 則(平成30年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

機械警備業務契約書



資料 7

一般財団法人鳥取県水泳連盟（以下甲という。）と、北陽警備保障株式会社（以下乙という。）とは、甲の所有又は管理に属する下記警備対象施設につき、次のとおり機械警備業務契約を締結する。

警備対象施設名称：鳥取県営東山水泳場

警備対象施設所在：鳥取県米子市東山町92

- 第 1 条 本契約を締結するにあたり、乙は警備対象施設を調査し甲・乙合意のうえ、機械警備実施計画書を作成し、これを本契約書に別紙添付する。
- 第 2 条 乙は甲に対し別紙機械警備業務実施計画書に基づき機械警備業務を実施することを約し、甲はこれに対し報酬（以下警備料という。）を乙に支払うことを約諾した。
- 第 3 条 乙は警備対象施設に事故が発生し、又はそのおそれのあるときは甲に通知し、甲は直ちにこれに対する十分な措置を講じなければならない。
- 尚、甲は特に事故発生のおそれある箇所については、事前に乙に対して管理方法及び、事故抑制、防止方法等必要な注意事項を文書をもって乙に通知するとともに、乙と充分協議し必要な措置を講じなければならない。
- 第 4 条 警備料は、一期（1ヶ月）金27,000円（税抜25,000円、消費税等2,000円）と定め、甲は該期分を前期末日までに乙の指定金融機関に振込むものとする。但し、最初の支払い分については、契約開始日より7日以内に支払うものとする。
- 尚、一ヶ月未満の警備料は日割り算とする。
- 第 5 条 前条に定めた警備料は、社会情勢の変化など警備料に影響を及ぼすものに増減のある場合には、契約期間の中途においても甲・乙協議のうえ改訂されるものとする。
- 2 この契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正によって消費税及び地方消費税の税率に変動が生じたときは、甲及び乙は、当該税率の変動に応じて、警備料の額を変更するものとする。
- 第 6 条 機械警備業務実施上必要とする諸設備は次の条件により設置する。
- 2 送信機及びセンサー等の警報装置の種類、設置場所、設置個数、又、警報装置、警報機器の能力、機能等について乙は、甲に十分なる説明をし、甲・乙双方合意のうえで決定し、警報装置設置図面を機械警備業務実施計画書に別紙添付する。
- 3 警報装置設置に要した配線施工々事費、金———円（税抜———円、消費税等———円）は甲の負担とし、工事完了後7日以内に乙に支払うものとし、5年を経過した後の配線補修工事費もまた同様とする。
- 4 警報装置及びその配線等これに付帯する一切の設備は、乙の所有に属する。
- 5 甲は契約期間中、甲の責めに帰すべき事由により、警報装置を毀損又は紛失した場合は、その復旧に要する実費を乙に支払うものとする。
- 6 警報装置設置または補修工事完了後において、警備対象施設の増・改築等により既設の警報装置（電話器を含む）の移動、変更等の必要を生じた場合は、事前に乙に通知するものとし、当該工事費については甲が負担するものとする。
- また、甲・乙協議し合意のもとにより新たに警報装置の追加が必要と認められた場合も同様とし、これにともない警備料を改訂することを得るものとする。
- 第 7 条 警備員の人事ならびに機械警備業務に関する指揮、運営は、乙が行なう。
- 2 警備員の服装は、公安委員会へ届出ている制服を着用する。
- 3 契約に基づき警備業務に従事する警備員は、警備業法の規定による基本教育・業務

別教育を受講した者を従事させなければならない。

第 8 条 甲及び乙は、本契約の締結にあたり、知り得た相手方の秘密事項を一切指定関係者以外に漏洩してはならない。

第 9 条 乙は本契約に基づく機械警備業務実施中、乙の過失により生じた甲の損害については実損填補として下記賠償額を限度として、警備業者賠償責任保険により甲に対してその損害を補償するものとする。

2 身体上の損害については、1 事故につき 10 億円 (免責 3 万円)

3 財物上の損害については、1 事故につき 10 億円 (免責 3 万円)

4 甲の損害賠償請求は、その損害発生の実事を知った日から 7 日以内に書面をもって乙に通知し、且つ、乙の責めに帰すべき損害の範囲を立証しなければならない。然らざる限り乙は、その損害に就いて何等の責めに任じないものとする。

第 10 条 乙は下記事項については、一切賠償または補償の責任を負わないものとする。

1 甲の財産に対する損害で前条に規定する限度を越える部分及び、補償条件に該当しない原因による場合。

2 建造物、施設又は物品自体の瑕疵もしくは甲の管理上の瑕疵に基づく場合。

3 天変地異、その他不可抗力により生じた一切の損害、及び甲又は甲の関係者の故意又は過失に基づく場合。

4 甲に損害が発生した場合で、当該損害が「警報機器」設置箇所以外で発生又は「警報機器」の機能外で発生した損害について乙は責に任じないものとする。

5 乙の提供する業務の性質に鑑み、屋外に所在する甲の財物について発生した損害、及び火災・破裂・爆発などによる損害。

6 乙の警報装置は正常に作動したにもかかわらず、西日本電信電話株式会社通信回線等の不通により、乙が警備業務を実施することが不可能となった場合。

7 乙が甲の要求により実施する特別の又は追加業務から生じた損害、損失はすべて甲の責任とする。

尚、乙の損害賠償には、理由の如何を問わず、甲の営業が休止又は阻害されたことにより生ずる喪失利益及び、これにかかる費用は含まないものとする。

8 警備計画書第 13 項 3 に関する事項が原因で発生した損害。

9 警備用回線にインターネット回線を利用した場合、環境の変化等により乙の監視センターへ異常信号が送信されない場合があるので、バックアップ用の迂回回線として甲の一般加入回線を使用することを甲は了承し、バックアップ回線として甲の一般加入回線が確保できない場合のインターネット回線に起因する甲の損害。

第 11 条 警備対象施設を保険の目的とする火災保険、盗難保険、車輛保険その他物的損害を填補する保険を付保しているときは、その保険で填補するものとする。

第 12 条 本契約の有効期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間とし、甲又は乙が期間満了の 3 ヶ月前までに相手方に対し文書をもって通告しないときは、満了のときから更に 1 ヶ年間自動的に更新されるものとし、爾後もまた同様とする。

第 13 条 乙は、本契約の履行に必要な業務を第三者に再委託してはならない。

2 前項にかかわらずやむを得ず再委託する場合には、乙は事前に甲の承諾を得るものとし、当該再委託先の義務履行に関し甲に対し一切の責任を負うものとする。

第 14 条 乙は契約上の業務提供を継続しがたいと認める相当の事由ある場合は、3 ヶ月前にその理由を付した書面をもって甲に通知することにより、本契約を解除し終了させる権利を有する。

2 甲が警備料金をその支払期日到来後 30 日以上支払わないときは、乙は本契約を解除し、乙の契約上の義務はその時をもって消滅するものとする。但し、乙の既存の請

求権は消滅しない。

第15条 前条により本契約を終了させる場合であつて、それが甲の責めに帰する場合、もしくはその理由の如何を問わず、甲が本契約の中途にて解約を申し出た場合、乙の契約上の義務は甲の希望する警備業務終了期日をもって消滅するものとし、この場合、乙は甲に次の算式で求められた違約金を請求することができることを甲・乙ここに同意する。

算式：違約金＝月額警備料×残存契約月数×20%＋月額警備料3ヶ月分×0.8

第16条 契約満了時又は甲の事由による中途解約時において、甲の警備対象施設に設置された警報装置の撤去実費は甲の負担とする。警報装置の撤去に際しては、乙は所定の補修を行うものとするが、警報装置の取り付け前の状態に戻す費用は甲の負担とする。

第17条 乙は、甲が次の各号のひとつに該当する場合は、催告することなく本契約を解除することができるものとする。

(1) 甲またはその役員、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下「その役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である場合。

(2) 甲またはその役員等が、反社会的勢力との間に、社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。

2 乙が前項により契約を解除した場合、甲に損害が生じても、乙はこれを一切賠償する責を負わない。

第18条 警備業務に係る苦情の申し出先は次のとおりとする。

1 お電話による場合

北陽警備保障株式会社 総務部 (電話0852-24-8111)

2 お手紙による場合

〒690-0049

島根県松江市袖師町9-35

北陽警備保障株式会社 総務部

第19条 甲及び乙は互いに協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項については、法令その他商慣習に従うほか甲・乙協議し合意のうえ決定するものとする。

第20条 本契約を締結するにあたり、甲及び機械警備業務実施計画書第7項の緊急連絡先は乙より「個人情報保護に関する公表事項」の交付を受け、乙の個人情報の取扱いについて同意しました。

上記契約の締結を証するため本書式通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ、それぞれ各壹通を保有する。

平成29年 4月 1日

甲： 島根市天神町50-3
一般財団法人 島根県水泳連盟
会長 川口 武



乙： 島根県松江市袖師町9番35号

北陽警備保障株式会社

代表取締役 好明





請負契約書

- 1 業務名 平成 29・30・31・32・33 年度東山水泳場空調機器他
保守点検業務
- 2 業務場所 鳥取県米子市東山 92
- 3 納期 平成 29 年 4 月 1 日
平成 34 年 3 月 31 日
- 4 契約代金額 金 2,554,200 円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 189,200 円)
 内訳 平成 29 年度 金 510,840 円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 37,840 円)
 平成 30 年度 金 510,840 円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 37,840 円)
 平成 31 年度 金 510,840 円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 37,840 円)
 平成 32 年度 金 510,840 円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 37,840 円)
 平成 33 年度 金 510,840 円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 37,840 円)
 各年度毎に上記内訳により支払うものとする。

ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、施工
日以降における上記消費税相当額は、変動後の税率により計算する。

上記の業務について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

平成 29年 4月 / 日

発注者住所 鳥取市天神町50-3
氏名 一般財団法人鳥取県水泳連盟
会長 川口 武

請負者住所
商号又は名称
代表者氏名

米子市旗ヶ崎2200番地
米子ガス産業株式会社
代表取締役 宇田川 俊宏

仕様書

空調機器他保守点検業務

1. エアハンドリングユニット(点検回数は年1回(暖房開始前))
 - ①Vベルト張り調整確認
 - ②エアフィルター清掃
 - ③電気ボックス内点検 (電圧、電流測定)
 - ④運転状態確認

2. 顕熱交換器(点検回数は年1回(暖房開始前))
 - ①フィルター点検
 - ②ギヤードモーター点検
 - ③送風機点検 (給気用・排気用共)
 - ④制御盤点検 (運転電流、電圧、絶縁)

3. バコティンヒーター(2台)(点検回数は年2回(夏季・冬季))
 - ①各部点検
 - ②バーナー清掃
 - ③真空部確認及び真空作成
 - ④燃焼調整

4. ラインポンプ類(点検回数は年1回(暖房開始前))
 - ①ラインポンプ9台 (1.5k w 0.75k w 0.25k w)
 - ②給湯ポンプ (0.15k w)
 - ③給水ポンプユニット

修理等が発生した場合別途協議を行う。

消防用設備点検契約書

契約者 一般財団法人 鳥取県水泳連盟 (以下「甲」という。) と株式会社吉備総合電設 (以下「乙」という。) とは、下記に設置されている消防用設備等の定期点検に関し、次の条項により契約を締結する。

所在地 米子市東山町92

名称 鳥取県菅東山水泳場

第1条 この契約の対象となる消防用設備等の種類、内容、及び点検の月は下記による。

1. 消防用設備の種類 (○印)
- | | | |
|---------------|---------------|-----------|
| ①. 消火器 | 7. 粉末消火設備 | 13. 避難器具 |
| ②. 屋内・屋外消火栓設備 | ⑧. 自動火災報知設備 | ⑭. 誘導灯 |
| 3. スプリンクラー設備 | 9. ガス漏れ火災警報設備 | ⑮. 自家発電設備 |
| 4. 泡消火設備 | ⑩. 非常警報・放送設備 | 16. 蓄電池設備 |
| 5. 二酸化炭素消火設備 | 11. 火災通報装置 | 17. 連結送水管 |
| 6. ハロゲン化物消火設備 | ⑫. 防火・防排煙設備 | ⑯. 蓄電池警報器 |

2. 点検の内容及び点検の月

機器点検	6月
総合点検 (機器点検を含む)	12月

第2条 乙は定期的に、消防設備士又は消防設備点検資格者を派遣し、昭和50年消防庁告示第14号の基準に即り点検業務を行う。

2. 乙は点検の結果及び処置の内容について、前項の消防庁告示に定める点検票に記入して甲に報告するものとし、甲は乙の点検業務を確認して点検票に押印するものとする。

第3条 この契約の対象となる消防用設備等の点検料金は下記の通りとする。

点検料金	年額 金 135,000円 (税別)
内訳	
機器点検 金	60,000円 (税別)
総合点検 金	75,000円 (税別)

消費税及び地方消費税は別途申し受けます。(消費税法に基づいた消費税率を算出する。)

2. 甲は前記の点検料金を点検終了毎に、乙の請求に基づき甲の定める支払日に支払うものとする。

3. 契約保証金は、これを免除する。

第4条 この契約の期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

第5条 甲は常に、この消防用設備等が正規の状態にあることに留意し、万一、火災その他の事故によって作動したとき、又は使用したとき、若しくは故障を発見したときは、速やかに乙に通知するものとする。

2. 乙は前項の通知があった時は速やかに適切な措置を講ずるものとする。

3. 前項の措置に要した費用については、その都度、甲乙に協議して定める。

第6条 本契約期間中に甲は、この消防用設備等に影響を及ぼすおそれのある模様替え、修繕、移設等の工事を行うときは、あらかじめ乙に通知しなければならない。

第7条 次に掲げる費用は甲の負担とし、乙の請求により契約点検料のほか別に乙に支払うものとする。

1. 甲の都合による設備機器の移設又は改修に要した費用。
2. 乙の責に帰しない設備機器の破損、若しくは老朽化等による補修、整備、機器部品の更新に要した費用。
3. 定期点検の結果、故障などについて特別な機械工具を使用又は特別調査を必要とし、甲が承認した費用。

第8条 6条の事由により点検に支障を生じた場合、又は機器の数量等に変更を生じた場合、若しくは本契約期間内に経費情勢の変化等により労務費・資材費等に変動を生じた場合は、甲、乙協議して点検料金を変更することができる。

第9条 本契約期間中に、乙は乙の責に帰すべき事由によって、甲又は第三者に身体上又は財産上の損害を与えたときは、賠償の責に任ずる。

2. 前項の賠償の限度額は、1事故につき1億円とする。(保険加入済)

第10条 この契約の期間中に、甲、乙のいずれか一方がこの契約を履行しないとき、この契約の期間満了前に甲、乙のいずれか一方が契約解除の意思表示をしたとき、又は甲、乙双方の合意があるときは、この契約を解除することができる。

2. 前項の解除の意思表示は、文章により1ヶ月前までに相手方に通知しなければならない。

第11条 この契約に定めのない事項については、必要に応じてその都度甲、乙協議して定める。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月9日

〒683-0031 米子市吉備町2番地
TEL:0854(0)10410126
鳥取県米子市水泳場
館長 伏見 浩巧

甲

米子市西三柳835番地1
株式会社吉備総合電設米子営業所
所長 小森 光

乙



契 約 書

浄化槽設置者 一般財団法人 鳥取県水泳連盟 (以下「甲」という。) と浄化槽維持管理業者 有限会社 米子清掃 (以下乙という。) とは、浄化槽法 (昭和58年法律第四十三号) にいう、浄化槽の保守点検について、下記条項により契約を締結する。

第1条 乙し甲の所有する浄化槽について次の維持管理業務を行うものとする。

1. 設置場所 米子市東山町92 鳥取県営東山水泳場飛込みプール
2. 種 類 単独 分離接触ばっ気方式 60人槽
3. 実施回数 保守点検 12回/2年

第2条 甲は乙に前条の業務に対する手数料として、次の通り支払うものとする。

1. 保守点検費 1回37,840円 (うち消費税及び地方消費税額3,440円)
2. 消耗品及び部品交換等による経費については、別途料金とする。
3. 天災および乙の責に返さない事由により生じた作業経費については、別途料金とする。

第3条 本契約の有効期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までとする。

第4条 乙は作業を行うにあたり、浄化槽法に基づいて、その他関係法令並びに環境省関係浄化槽法規則 (昭和59年環境省令第17号) 等の定める注意事項を遵守しなければならない。

第5条 乙が作業実施にあたり、甲の施設または第三者に損害を与えた場合、乙はこれを負担するものとする。

第6条 甲と乙の間において、いずれかが次の各号に該当する時は、この契約を解除することができる。

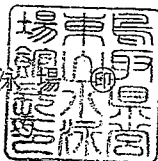
1. この契約に違反したとき。 2. 関係法令に違反したとき。

第7条 本契約に定めがない事項はその都度、甲・乙協議の上これを定めるものとする。

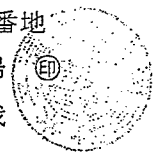
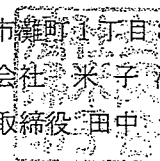
本契約の成立を証するため、本書2通作成し当事者記名捺印して各自1通保有する。

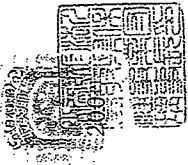
令和2年4月1日

(甲) 米子市東山町92番地
鳥取県営東山水泳場
館長 大東 治



(乙) 米子市難町1丁目85番地
有限会社 米子清掃
代表取締役 田中 哲哉





鳥取県営東山水泳場プール水質検査業務契約書

委託者 一般財団法人鳥取県水泳連盟 (以下「甲」という。) と受託者 公益財団法人鳥取県保健事業団 (以下「乙」という。) とは、次の条項に基づき、鳥取県営東山水泳場プール水質検査業務の契約を締結する。

- 第1条 対象施設 鳥取県営東山水泳場
- 所在地 米子市東山町9-2
- 第2条 測定分析業務内容 別紙1「仕様書」のとおり
- 第3条 業務委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 第4条 委託金額 金405,240円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額36,840円)

第5条 契約保証金 免除
第6条 乙は、月毎の業務完了後、速やかに甲に濃度計量証明書及び試験検査報告書を提出しなければならない。

第7条 乙は、月毎の検査が完了したときは、検査委託料を取りまとめて甲に請求するものとする。甲は、乙の支払い請求があった日から起算して1ヶ月以内に請求金額を委託料として乙の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

第8条 業務完了後瑕疵が認められた場合、乙は、甲の請求により速やかに自己負担においてこれを補修するものとする。

第9条 業務遂行上必要な電気、及び水道は甲の指示する受け口点において無償支給するが、その他の業務遂行上必要な用具等は乙の所掌とする。

第10条 乙はこの契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。

ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

第11条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって、甲又は第三者に身体上若しくは財産上の損害を与えた時は、賠償の責に任じる。

第12条 甲は、乙が次の各号の1に該当するときは、契約の解除をすることができる。

- (1) 乙がこの契約を誠実に履行する意志がないと認められるとき。
 - (2) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (3) 乙が正当な理由によって契約解除を申し出たとき。
- 第13条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

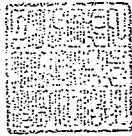
2 乙は、成果品 (契約の履行時において得られた記録等を含む。) を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

第14条 委託業務の範囲において異常値等が発生し、再検査あるいはその原因解明に係る検査の必要性が生じた場合は、乙は甲の求めにより速やかに技術的事項の相談、現状の把握、検査の実施等の業務に応じるものとする。

第15条 本契約に定めなき事項、又は疑義が生じた場合には甲乙協議の上決定するものとす。この契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

甲 鳥取市天神町50番地3
一般財団法人鳥取県水泳連盟
会長 川口武



乙 鳥取市富安二丁目9番4号
公益財団法人鳥取県保健事業団
理事長 丸瀬和美

